

関白近衛前久の京都出奔

橋本政宣

はじめに

戦国期から織豊期にかけての公家衆の諸問題、とりわけ京都の戦乱を避けるため或いは経済的理由のためなどにより、多くの公家衆が地方に流寓したことなどはよく知られている。いくつかの個別論文もあり、すでに公家衆の「在国表」なるものも数種作成されているところである。

しかし、富田正弘氏が「戦国期の公家衆」のなかで云われているように、戦国期の公家下向をめぐる論点は多岐にわたるものであり、従来いわれていたような戦乱を避けるためとか経済的な面からばかりで説明されるものではなく、また公家衆の存在形態も、たんに時世の流れに身を委ね、手を拱いているが如き消極的なものであつたかどうかも問題であろう。しかし、これまでこの方面的の究明は、若干の所領經營に関する研究などを除けば、殆んどなされていない、といつても過言ではなかろう。武家方との関係にしても、例えば永禄年間（一五五八～六九）でいえば、坂本の將軍義輝の許での近衛植家、町将光、高倉永家ら、三好党には水無瀬親氏、大和の松永久秀には広橋兼秀・国光父子、石山本願寺には烏丸光康・光宣父子や庭田重保というように、政治的色彩を帯びた公家衆の動向もまた見られるのである。

本稿で考察しようとする近衛前久は、公家衆のなかでも代表的な家、

藤原氏の嫡流近衛家の十六代の当主である。前久は惠雲院関白近衛植家の長子として天文五年（一五三六）に生れた。母は久我通言養女慶子。⁽³⁾ 植家の妹は將軍足利義晴の御台所で、前久の姉が足利義輝の御台所であり、將軍家と極めて深い間柄にあり、前久の初名は晴嗣というがこれは義晴の偏諱を受けたものである。次いで前嗣と改名し、永禄四年（一五六二）に前久と改めたのである。天文九年十二月元服・正五位下・昇殿、翌十年正月左少将となつたのを振出しに、年中両度の越階により同年二月従三位に昇り六歳にて公卿に列し、十一歳の時の天文十五年八月後奈良天皇の猶子となり、同十六年二月任槐して内大臣、同二十二年正月右大臣に転じ、二十三年三月には関白・氏長者となる。ときに十九歳。翌四月には左大臣となり、同二十四年十月従一位に昇つた。弘治三年（一五五七）九月左大臣を辞し、永禄三年九月には関白在職のまま越後国に下向し、五年に帰洛するまで「在国」した。そして同十一年九月には関白当職のまま京都を出奔し十一月関白を止められた。「在国」すること七年に及び、天正三年（一五七五）六月帰洛した。同年九月薩摩国に下向し、五年二月帰洛。六年正月准三宮となり、十年二月太政大臣となつたが、同年六月の本能寺変による政治情勢の変化の中で京都出奔を余儀なくされ、出家して龍山と号した。翌年九月遠江国より帰洛。そして慶長十七年（一六一二）五月八日に七十七歳にて京都に死去した。

このように、戦国期から江戸初期に到る時代の大きな転換期に、しか
もその節目節目に際立った動きを見せた近衛前久であるが、このうち永
禄三年の越後下向の顛末については、すでに近衛通隆氏の詳細な研究が
ある。⁽⁴⁾これによれば、下向の目的は、従来いわれていたような経済的事
情によるものではなく、前久が京都の情勢を無念としていたところ、た
またま上洛した長尾景虎^(上杉謙信)が将軍足利義輝に対して示した「存分」、
たとえ国を失つても是非とも忠節を抽んすべき覚悟、景虎のその人とな
りに前久が感じ入り、景虎と意氣が合い互いに血書の起請文を交わし越
後に下向し、更に関東にまで下向したこと、そしてそれは前久自らが下
向することで景虎の関東経略を援け、その上で景虎を上洛させ京都の靜
謐をはかるとしたものであったようであること、しかしこれは前久の
期待通りには運ばず、ついに空しく帰洛することになったこと、などを
明らかにされている。そして最後に、前久の関東下向の究極の目的は京
都政治の刷新にあり、その関東下向は目的達成のための手段にすぎなか
った、と推測されている。

本稿で検討を試みようとするのは、前久の何度かの地方下向のうち、
永禄十一年から天正三年に至る、いわゆる「永禄の出奔」といわれるも
のに関し、京都出奔の原因、その背景、出奔地、「在国」中の行動など
について具体的に検討し、この出奔がすぐれて政治的な意味あいから起
つたもので、また出奔中の行動も政治的色彩の濃いものであつたことを
明らかにしてみたいと思う。

一、出奔の原因と背景

(1) 武命による出奔

近衛前久のいわゆる「永禄の出奔」については、『公卿補任』に次の
ように見える。永禄十一年に、

閑白 徒一位 近衛藤前久三十^三〔被違武命出奔、十一月日止職、
とあり、同十二年には、

前左大臣徒一位 近衛藤前久四十^三〔前閑白、御在國、被違武命、
とある。〕そして同十三年の前久の尻付部分には、「前閑白、御在國、違
武命」とあり、元亀二年、三年、四年、天正二年に「前閑白、御在國」
とあり、同三年に「前閑白、六月廿八日御上洛、九月廿日薩州御下向」
とある。

前久は永禄十一年に京都を出奔し、七年間にわたり在国し、天正三年
六月廿八日に帰洛したのである。元亀四年の尻付には、「御在國」の下
に「丹州」の割書きも付してあるが、他はいずれも在國の國名を記して
いない。なお出奔の時期を、『諸家伝』では九月廿三日に係けている。
関白在職のまでの出奔であつたが、朝廷では十二月十六日に前久の関
白職を止め、前閑白二条晴良を還任している。また出奔の原因是「被違
武命」ためであるとしている。また、『多聞院日記』永禄十一年十一月
十二日条に、

一、此間、東山ノ勝軍ヲ御城ニ御用意云々、

近衛殿ハ上意御勘當、薩摩國ヘ御下、御殿ハコホチテ城ヘ遣之云
々、浅猿々々、

とあり、(1)出奔が「上意勘當」によること、(2)近衛邸は取り壊されて東
山の勝軍城の修築の用材に充てられたこと、(3)出奔先は薩摩國とのこ
と、が記されている。そしてこの記載により出奔の時期は少くとも十一
月中旬以前のことであったことが知られる。(1)は『公卿補任』の記載と
も一致し、これらにより前久の出奔は、この年九月二十六日織田信長に
擁され上洛し、十月十八日室町幕府十五代將軍となつた、足利義昭との
関係であることと見做すことができる。なお、(2)は明らかに誤りであ
り、(3)も検討を要するであろう。この時期の近衛殿に関しては、『言継

卿記』永禄十三年二月十九日条に、「陰陽頭有脩朝臣旅宿^(土御門)近衛殿へ罷向、明日摺州中島へ参云々」とあり、同九月十日条に「晚頭、刑部卿有脩之旅宿近衛殿へ罷ではない。この頃士御門有脩は家領若狭名田庄に在荘することが多く、時々帰洛するという具合であったようで、在京の際には近衛殿を「旅宿」としていたと考えられる。近衛家の建物が取壟されて全く跡形もなくなっていたわけではないのである。「勸修寺系図」のうちの「母方系図」によれば、勸修寺晴豊室雲松院の生母は士御門有脩妻青春院であり、青春院の妹が近衛政所すなわち前久室⁽⁷⁾であるという。恐らくこの関係から、有脩は近衛殿の留守代りにこれを旅宿にしていたものと思われる。

前久が閑白当職にありながら、出奔せざるをえなかつたのは、大きな危害を加えられる状況にあつたからであろうが、間柄からいえば近衛家と将軍家は血縁的に深い関係にあり、前久と義昭とは従兄弟、義昭の兄義輝の室は前久の姉であったから、「被違武命」というのにはそれ相当の原因があつたと考えるべきであろう。それはいかなる原因か。

具体的に検討しなければならないが、その前に前久の周辺の問題から吟味しておきたい。実は義昭の上洛により、京都を出奔、或いは蟄居した公家衆が何人かいるのである。『公卿補任』により、権中納言勸修寺武家⁽⁸⁾〔義栄〕に供奉し阿波に向したこと、⁹が知られる。「違武命」の原因については、義昭にとって兄義輝を弑逆し自らを幽閉した宿敵である三好三人衆・松永久秀が擁立する足利義栄の將軍宣下に深くかかわったためであることなど、すでに斎藤薰氏の研究もある。⁽⁹⁾そしてこれらの公家衆の動向も具体的に検討されているところである。ただし、前久につ

いては同じ「違武命」による出奔であつたにもかかわらず闇説されない。義栄の將軍宣下のあつたのは永禄十一年二月八日のことで、前久は閑白当職であった。従つて、役務上からいえば当然関係があつたことになるが、それがために出奔しなければならない状況に追い込まれたといふような単純なことであつたかどうか。充分に納得しがたいことであり、義栄の將軍宣下の問題のみでなく、総合的に考える必要がある。その意味で、注目しなければならないことがある。実は義栄の將軍宣下に深く係りながら、しかも上卿という重い役を勤めたにもかかわらず、出奔とか蟄居という事態に及ばなかつた人物がいる。『言継卿記』という記録的価値の高い日記を遺し、いまに当代の研究に大きな寄与をしている山科言継である。当代の公家衆の政情への対応等を窺う上で、この時期の言継の動向も極めて重要であると考えるが、この問題は別稿に譲り、ここでは指摘するにとどめておきたい。

(2) 義昭上洛直前の前久の動向

義昭上洛以前の前久の動向は、言継のよう明瞭かにしがたく、また武命に違うことになつた原因を明確に示す史料もないが、自ら主張するところでは次のようである。出奔の翌々年の元亀元年、八月十日付で薩摩の島津義久に宛てた書状の中で、(1)思いがけずに「僕人之所行」により京都を退座することになり、無念の至りであり、(2)しかしながら信長は「分別」してくれたが、義昭の「不謂御存分」により、罷むをえないことになった、(3)早々に帰洛するよう再三申し越して來たが、一旦面目を失つたからには、今さらそのよくな覚悟は出来ないと笑撥ねた、と述べている。(1)が出奔の理由であるが、この「僕人之所行」とはどういうことであろうか。「武命」と関連づけていえば、或る人が義昭にへつらい告げ口をしたためといふことか、義昭その人を僕人といつてゐることも考えられなくてはないが、前後の記載を勘案すれば、前者の方が蓋

然性は高いであろう。いざれにせよ、このような言い方からは、前久自らに問題があつたことではないとしているといえる。ついでに(ハ)についても触れておくと、(ハ)は前久に対する信長と義昭の意識が大きく異っていたことを示すもので、信長が好意的であったというのは興味深いことである。(ハ)の主体も前後の関係から信長と考えられるが、この問題については後に改めて考えてみたい。

さて、「倭人之所行」のみでは判然としないので、ここで義昭上洛以前の前久の動向を吟味しておきたい。この頃のことを、後年に前久が回想して述べたものがある。前久が晩年に息信尹に心得のために書送った書状(1)の中で、「先年、飛鳥井娘馬々すけ殿・久我大將曲事仕候とき、正親町天皇院御所(義繼)在位之時、拙者へ今之勧修寺親父為御使、成敗之事節々被仰出候、三好・松永令内談、隨分御為可然様仕候(前久室武田氏)、政所様可有御覺候」云々と述べている。永禄十年十一月久我通俊が目々典侍のことに坐して正親町天皇の勅勘を蒙った際のことに触れたもので、前久は當時閑白であつたからであろう、通俊を成敗すべきの勅命を節々と受けたが、三好義繼・松永久秀と内談して、天皇の御為しかるべきようにした、というのである。三好・松永は当時畿内に霸をとなえており、朝廷の問題でも彼らに「内談」する状況にあつたこともまた、理解しておくべきことといえよう。前久は三好・松永に折衝する機会が多分にあつたのである。

永禄八年五月十九日、三好三人衆・松永久秀等は謀って將軍義輝を暗殺し、三好一党は名実ともに京都を手中におさめた。この時、義輝の生母慶寿院(近衛)は火中に身を投じ自害したが、御台所(久姫)は「近衛殿ノ御息女ナレバ」ということで戦火から救い出され、三人衆の筆頭の三好長逸により近衛家まで送り届けられている。三好一党が近衛家とは異議ないことを示したものといえよう。同二十一日、三好義繼は長逸を使者に立て朝廷に事件の顛末を奏上し、京都・畿内の支配に対する暗

默の了解をとりつけている。そして中央政権としての体裁も整えられていくが、やがてその主導権をめぐって内部から瓦解分裂する兆候があらわれ、十年二月にはかねて三人衆と確執を生じていた義繼は久秀と結び、三人衆と義繼・久秀は対立抗争を展開することになる。十月には、久秀が三人衆を東大寺に攻めてこれを破る。大仏殿が兵火に罹って焼け落ちたのはこの時のことである。それより二ヶ月ほど後、興福寺は寺中にある松永方の陣営を撤するよう、久秀への要請を前久に依頼している。『多聞院日記』永禄十一年十二月二日条に、「近衛殿へ付て、寺門陣取事、従寺門被申入了、(松永久秀)霜台一向無同心歟」とあり、『言継卿記』同十二月二十日条に、「近衛殿へ参、御見參、暫南都之御物語共有之」とあるのによれば、前久は自ら南都に下向して久秀との交渉に当つたようであること、結果は不調に終つたことが知られる。興福寺からの依頼は閑白によるが、一乗院と近衛家との関係によるかであろうが、前久と久秀の間柄如何では初めから交渉の成立は期待出来ない。とすれば、三人衆と久秀の抗争のなかで、少くとも久秀とは交渉可能な状況にあつたと考えるべきであろう。自ら南都に下向したのもそのような背景があつたとすれば充分納得がいく。前久が久秀と近い関係にあつたことは、『言継卿記』永禄十一年六月二十七日条によつても窺われる。

近衛殿近日難説、三好日向守以下取懸可為御生害之由風聞、仍今日為御見舞參、公家衆以下悉被參云々、御見參、御盃賜之、坊城・祥壽院同參、昨日日向守・石成主税助參、一向不存之由、以起請文申入云々、

く深刻な問題をここから読みとるべきであろう。しかも、この前久生害風説一件が、前久が閔白職に在ることに起因するものとはどうしても考えにくい。前述の如くこの段階には、三人衆は義繼を擁する久秀と対抗関係にあったわけで、風説が一つの政情の反映とすれば、前久が松永勢の方に大きく傾いていたためではなかつたか。そう考えると、興福寺が松永軍の撤兵を前久に依頼したこともよく理解できよう。

なお、ここで松永久秀に組していたことが明らかなる公家衆について述べておきたい。広橋兼秀・国光父子がそれである。陽明文庫所蔵の貴重書の中にある「〔前久〕東求院若年御筆」と称する前久の書状の中に、

〔広橋〕天下及錯乱、広入内も和州多聞山へ松永令一味、下向候、子にて

國光卿も同前候キ、此仁も有職者候キ、

とあり、広橋父子は松永に「令一味」ていた。『公卿補任』にも、権大納言広橋国光のところの尻付に、永禄九年には「在南都入城」、十年には「在南都」、十一年には「十月十四日上洛、十一月十二日薨、法名尊寂」とある。そして国光が永禄七年から十一年にかけて、南都への下向及び帰洛を頻繁に行っていたことの具体的な状況が『言継卿記』によつて知られる。¹²⁾父兼秀の方は出家の身であったから南都に留まっていることが多かつたようで、死んだのも松永久秀の多聞城に於いてであり、『言継卿記』永禄十年八月八日条に、「自内藤民部少輔方便宜、広橋内府入道於多聞城去五日被薨云々」がある。

前久が広橋父子ほどに松永方に組んでいたわけではないにしても、深い関りをもつていたことは充分に推察されるのである。信長が義昭を奉じて上洛してくると、久秀は信長が入洛した一日後の九月二十八日に人質を信長に納れ軍門に降つた。『多聞院日記』によれば、人質は「広橋殿ノムスメ、号祝言」とあり、ここでも広橋と久秀との関係の深さを窺わせるが、それはともかくとして義昭は仇敵松永久秀の帰参にはかなり

抵抗の意を示したようである。しかし信長の説得で了解せざるを得なかつたといわれる。¹³⁾この点はやはり武家と公家とでは違つたのである。義昭の遺恨は深く、数名の公家衆が出奔ないし蟄居したわけである。前夕もまた仇敵松永久秀と好誼を通じていたことが僕などにより云々され、京都を出奔せざるを得ない状況となつた、というように考えられるのである。

二、出奔中の動向

(1) 出奔地

前久の出奔先については、『公卿補任』の元亀四年のところの尻付に「丹州」とあるのみで、他には記載がないことは先に見た通りである。『諸家伝』は「御出奔摂州大坂」と記してあるが、大坂在住の時期などは何も記していない。『続史愚抄』は天正三年六月の前久の帰洛を「自丹波上洛」としている。『浮翰譜』には、「近衛の閔白前久公、永禄十一年たゞまち武命にたかはせ給ふ事ありて御出奔、此年十二月十六日、閔白をとゝめられ給ひ、忍ひて丹波に御座ある事およそ十五年、天正三年六月一十八日に御帰洛」とあり、在国を十五年、しかも全期間を丹波に在国した如くに記してある。正しくは前後七ヶ年であり、また移動していることは充分考えられる。具体的に検討してみよう。

まず、前久とその子信尹が自ら記しているところを次に列挙する。

①先年、飛鳥井娘馬々すけ殿、久我大将曲事仕候とき、〔中略〕其後拙

者大坂へ令牢籠候後、又ひとつになられ、久我うつけの名をなかし

申候キ、〔七月十六日付前殿宛近衛龍山書状〕「近衛家文書」二二八一号)

②從四歳牢籠付て、武家と相交り、ヤウヤウ十一歳哉らんの比令上

洛処〔近衛信尹書状〕「近衛家文書」三〇三二九号)

③諸白二荷・鮭二尺市正方ヨリ、八尾へ越、〔序稿且元〕「河内若江郡」〔蓋振〕

〔若江郡〕カイホリニテ片市正振廻

也、^(若江)ワカ井見物、予七八歳ノ時、住居之所也、(三乘院記)慶長十一年二月四
日条) (若江郡)

いすれも後年の回想記事であるが、①は前久が京都を出奔して赴いたのは大坂であったこと、②③は信尹も在国していたことを示す。信尹は永禄八年生れであり、幼名を「明丸」といった。⁽¹⁴⁾十一年には四歳となり、②と合致する。③は信尹四十二歳のとき、河内八尾に赴いた時の記事で、若江は「七八歳ノ時」に居住の地であるというが、これは元亀二年三月にあたる。これが期間を示しているか、大凡の時期を示しているかは明らかにし難い。そして帰洛するのは丹波から、いつ大坂から丹波へ移ったかが問題となるが、③及び『公卿補任』の記載を勘案すれば、永禄十一年から元亀三年まで大坂、元亀四年に丹波へ移り、天正三年まで丹波に在国していたのではなかろうか。大体、このように理解して、具体的な動向を見ていくことにしたい。

(2) 嫡子明丸帰洛運動の挫折

前久は出奔後間もない頃から嫡子明丸の帰洛を図ったようである。

『言継卿記』永禄十一年十一月二十三日、及び二十七日条に次の如く見える。

①柳原左大弁宰相被來、自殿^(前久)下禁裏へ為御使兩人可參申之由有之、大坂に御忍之体御牢人云々、為武家御闕所之体也、殿下之儀雖為如何様、若公御出頭之儀被仰出武家候様にと云々、兩人令同道長橋局へ参披露、被成御思案可被仰出之由勅答也、其分可申下之由申含了、^(難教)②今日武家へ為御使飛鳥井被參云々、源中^(庭田重保)納言被相添云々、予雖被仰故障申了、(中略)次近衛殿若公御安堵之事、又藤宰相可被召出事、称号之地等之事、武家へ被申云々、
①は言継が柳原淳光から大坂に牢籠中の関白近衛前久よりの、兩人が使者となり執奏すべき意向が伝えられたことを示す。その内容は、前久

のことはどうなるとも、明丸の幕府への出頭が叶うよう勅を以て武家へ仰せられたいというものであった。早速兩人は長橋局へ参りこれを執奏し、思召しがあるうの勅答があつた。このことは淳光より前久へ伝えられたというのである。②は武家伝奏飛鳥井雅教が勅使として武家に遣され、勅旨が伝えられたことを示す。その内容は三点あり、(1)近衛若公の安堵、(2)出奔中の高倉永相の帰参、(3)山科称号地等の安堵であった。前久は自分はどうなるとも、近衛家の存続はからなければならない。そのためには明丸の帰洛・幕府への出頭が枢要なことであるとして武家の勅命という形でこの実現をはからうとしたのである。これは勅許を得ることが出来、その旨が武家へ伝えられたわけであるが、勅命といえども義昭はこれに応じなかつものようであり、『言継卿記』には(1)のその後の状況に関する記載は全く無い。因に、他の二点も容易には進展せず、(2)が実現するのは、永禄十三年八月に至つてのこと、(3)は翌年に至つても好転しなかつたことが、同記永禄十二年三月三日条から明らかである。

しかし、明丸帰洛のことが引続き図られていたことは『二条宴乗日記』によつて知られる。周知の如く、これは興福寺一乗院門跡の坊官である二条宴乗の日記で、一乗院覺慶^(足利義昭)の還俗後、一乗院に近衛前久の子息^(尊政)が入室している関係から、近衛家関連の記事は豊富である。尊政は永禄五年生れであるから、信尹の三つ上の兄にあたる。永禄八年八月二十七日に入室し、天正四年六月二十八日に得度して、尊政と名乗る。『二条宴乗日記』の中に散見する「御兒御所」がこれである。また「北大」、「進左」の記載で頻出するのは、近衛家諸大夫北小路大膳大夫俊直⁽¹⁵⁾、近衛家侍進藤左馬允光盛⁽¹⁶⁾であり、また「進藤左衛門大輔」、「御家門」と見えているのは、近衛家諸大夫進藤長治、近衛前久である。出奔中の前久・明丸父子の動向を窺う上で貴重な史料である。『二条宴乗日記』

記¹⁸は、永禄十二年（正月六月）、元亀元年、同一年、天正二年その他の現存する。最初の永禄十二年のうち関連史料の主なものを次に掲げよう。

- ① 河那辺伊豆守御門跡^(秀安)へ御札^(秉院)被参候、御門跡^(式足)拙者・法眼へ
一疋^(朝山)、七ツ時より金吾^(松永久通)へ礼を可申とて多門^(多聞城)へ上、伊豆殿^(近衛前人)にて
日乗上人^(北小路後直)へ礼を申、御門跡・御家門之儀可有馳走由、懇^(好長逸等)被申了、
大膳大夫殿^(兵糧出間)八幡^(足利義昭)御入候、此方へ明日人を差越、下向候様^(公方)可申由
候、今度三人衆へ兵糧出間、八幡^(足利義昭)やあり可申由候、其上御家門さまの御身上相談、^(秉院門跡)公方へ可被申上由候、多門より我等も日乗上人
□出西御所へ礼^(進か)御參、式十疋^(進か)上□日乗上人之小口^(挺)認候て可
置由約束也、（正月十一日条）
- ② 八幡^(牧方)へ称四郎を召下^(中略)大膳大夫殿^(八幡辺)懸御目、人百計^(織田)
て平かたへ御越由堅申間、令延引候、八幡^(八)今日中^(也)やれす候者、^(正月十四日条)
- ③ 八幡打やふられ候^(也)ハんとの事也、三人衆にけ入由、信長被申、如此
くるしかるまき由申候、（正月十二日条）
- ④ 北大・進左衛門^(北小路俊直)大坂へ御越、日中時分より郡山^(進藤光盛)へ下、進左^(進藤長治)・学専・
高上同道候て、桧波屋春光を見廻^(大酒)（正月二十二日条）
- ⑤ 北大・進左大坂より御帰、上薦御方より鮎一尺給、（正月二十五日条）
- ⑥ 風呂^(北小路俊直)へ北大・進藤左衛門大輔令同心入了、（中略）其より東御所^(秉院門跡)へ北
大御供候て参也、進左衛門^(西御所)へ御帰、（二月三日条）
- ⑦ 明日六日京へ忍堯被召候、進藤左衛門大輔殿も御上洛也、（二月五日条）
- ⑧ 京都へ上事多門衆延引由、河伊^(河伊部秀安)より申来間、此方も延引也、（二月六日条）
- ⑨ 進藤左衛門大輔殿御上洛、忍堯同^(足利義昭)道、（二月七日条）
- ⑩ 進藤左衛門大夫・忍堯京より下向、公方^(秉院門跡)へ御所御礼事、内々不可有
- ⑪ 北大・進左太、学専を同道候て、大坂へ御越、（二月十五日条）
- ⑫ 北大大坂ヨリ御帰、（二月二十日条）
- ⑬ 明日京へ便宜之由候、進藤左衛門大輔殿^(挺)へ先日御返事を上申也、
（三月十五日条）
- ⑭ 御児御所御手ならひ初、ちまきにて御酒を被下、（三月二十日条）
- ⑮ 今日大坂へ御音信、御家門へ式百疋、上薦^(挺)へ百疋、御樽代被遣之
了、（四月十八日条）
- ⑯ 俄^(挺)北大・大坂へ御越、油煙^(挺)廷進、又若公さま御みや少をつほ一
進之、はまくり一盆給也、（四月十九日条）
- ⑰ 北大・大坂より御上、（四月二十二日条）
- ⑱ 大坂よりひきやく参、日乗上人むかい殿へふみ有、若公さま御上洛
相調由、一秉院殿^(尊政)被成候、若公さまを京都へすゑ可被申由^(足利義昭)
由、日乗上人御状有、御れんし中^(上意)へ談合候て、跡より追々可申との
ふミなり、先^(挺)いかにもおんミつにて可然よし^(挺)大坂より
も御ふミ共有、御局へ五い^(挺)敷候へ共如何よし被仰、我等申候、
進左^(進藤光盛)へも北大おんミつにて可被仰由、明日南方細井戸表陣へ、若公
さま一儀談合^(松永久秀)、城州へ北大書状を被遣也、弥四郎使^(御下)あるへき
よし、（四月二十七日条）
- ⑲ 若公さまの事、松城^(久秀)返事拝見、御入室有之儀候間、菟角如何由返事
也、日乗上人丈うつし可申由北大承間、うつし申候、（四月三十日条）
- ⑳ 京より御局・久我殿・喜光・藤甚書状共有、上意さま御門跡御礼御
同心由被仰間、熊藤甚外者を下由被申也、北大へ今夜^(挺)進之也、
（五月十八日条）
- ㉑ 京都より書状共高上へ遣、越州陣所へ北大より可被遣由、近衛殿

- さま一儀^(織田)、重而信長真札を 公方さまへ被参、^[案]安文・日乗上人書
状、北大被見下者也、北大も若公さま御供候て京へ御上肝要由、日
乗より被申也、(五月十九日条)
- ㉒大坂へ北大御越、進左^ニも被越候、(五月二十二日)
- ㉓公方様へ御礼^ニ、高上^為御使者上洛、公方さまへ千疋、^(宝鏡寺)ほうきやう
し殿・久我殿へゆゑん^(継)二廷のを十廷つゝ、(五月二十三日条)
- ㉔北大大坂より御帰、(五月二十四日条)
- ㉕大坂より上麓向井殿可有御越由、今日雨下間可為延引、三好下野入
道^(政生)釣閑斎当月三日⁼遠行由、あわ^ニて、言語道断之事也、北大昨日
御物語、近衛殿若公さま御上洛事、^(二条晴良)関白殿無御同心由也、(五月二十
六日条)

以上により明らかにしえる事を纏めると、次のようになる。①前久
は大坂にて、嫡子明丸も同居している(㉕㉖)。②北小路俊直は南都
一乗院門跡に付隨して行動している。尊政の入室に際し付属させられた
のである。時々大坂にも赴いているが、前久と連絡をとるためと考え
られる。正月から六月までの間に奈良・大坂間を四回往復している(④
㉕㉖㉗㉘㉙㉚)。③進藤光盛もこの段階には主に奈良にいる(④⑤㉖)。
進藤長治は大坂の前久の許にいるようであるが、時々奈良にも来ており
(④⑥)、京都にも行っている(⑦⑨⑩)。④俊直は正月中旬には山城
八幡で行動している。当時八幡は三好三人衆に兵糧を出した理由で信長
の指示で攻撃が加えられており、「八幡やふり可申」という状況の中
で、俊直は八幡から河内枚方へ人數百ばかりを従えて移っている(①②
㉓)。この日記の記載のみでは全体の理解は難しいが、俊直が百ばかり
の人数を従えて行動していることは注目してよく、時期を踏まえて考え
れば軍事行動をとっていることを窺わせる。⑤一乗院門跡は松永久秀方
とは互いに音信を交しているが(①)、将軍足利義昭へは働きかけをし
て漸く参礼が実現している(⑩㉖㉗)。⑥日乗上人が近衛家のために種
々尽力奔走しており、奈良の一乗院や大坂の前久の周辺では日乗上人よ
り種々の情報を得ている(①㉖㉗㉘㉙)。⑦明丸帰洛に関しては、將軍
義昭の上意は、一乗院にいる若公つまり尊政を京都へすへるというもの
であり(㉖)、これに対し松永久秀は尊政はすでに入室しているから如
何かという考え方であった(㉗)。⑧織田信長は「近衛殿さま一儀」につ
いて、重ねて「真札」を以て義昭に示すところがあつた(㉘)。⑨明丸
の帰洛については関白二条晴良が反対している(㉙)。

⑩(ノリ)について、いま少し検討を加えておこう。まずこの時期に至
ても明丸帰洛のことが云々されているのは、勅を以てしても義昭が容易
に従わなかつたことを示している。日乗上人は、禁裏の修理に尽力し信
長に重用された人物として知られている。出自等は不明な点が多いが出
雲朝山氏の出であるという。上洛して梶井宮で出家したのは弘治元年
(一五五五)のことと、この際に後奈良天皇から上人号を受けていた
が、これは日乗たびたびの夢想を関白近衛前嗣^(前)が天皇に取り次ぎ、
天皇がこれを奇特としたからという。日乗にとつて前久は世に出るきつ
かけを作った人で、近衛家にもしばしば出入りしていた^(㉛)。このようなこ
とから奔走に励んだのである。①に「御門跡・御家門之儀可有馳走由、
懇^ニ被申了」とあり、「御家門さまの御身上相談、公方へ可被申上由
候」というところは、入り組んだ日記の記載であるために理解しにく
が、日乗の意志を表わしているものと解しえよう。近衛家としても日乗
の働きに期するところは大であつたに相違なく、日乗から信長に働きか
け、信長から義昭を動かすというのは、当時としては最も強力な筋であ
つたであろう。そして事実その方法がとられたことは、「近衛殿さま一
儀」について、信長が一度ならず「真札」を義昭に示したという㉘の記
載がそれを示している。「真札」とは自筆の書札ということであろう。

その「安文」つまり写は日乗を通して前久の方にも伝えられ、この日記の記主宴乗も披見している。この「近衛殿さま一儀」とは、文字通りに理解すれば、殿さまつまり前久に關すること、多分その帰洛のことをいうのである。前述の島津義久宛の前久書状の中で、「然共、信長令分別、義昭不謂御存分、無是非候」と述べられていることと考え合わせると、信長は前久を好意的に理解し、義昭に対して前久を許し帰洛させることを一度ならず書札を以て示したと推測されるのである。しかし、義昭の意志は、⁽¹⁸⁾によれば、明丸を廢嫡として尊政を近衛家の家督にするというものであったから、日乗の奔走も難航したであろう。なお、⁽²²⁾に見える「北大も若公さま御供候て京へ御上肝要由、日乗より被申也」という記事であるが、「若公さま」が明丸か、尊政か、いずれに理解するかで全体の意味が全く違つてくる。一体に『二条宴乗日記』は文章のみならず語彙すら両様に理解されるところがあり、明丸とすれば、⁽²²⁾の段階で尊政を「京都へすゑ」という上意が撤回され、明丸が帰洛することになつたことを示し、尊政とすれば、日乗はもはや明丸帰洛の交渉は不可能とし、上意に従い尊政の帰家を図ることで動いていたことになる。いずれであるか不明といふ他はないが、⁽²⁵⁾に見るように「近衛殿若公さま御上洛事、関白殿無御同心由也」というように、ときの関白一條晴良が反対するなかでは、明丸帰洛の実現は極めて困難なことであつたし、尊政を「京都へすゑ」ることは前久が了解しえるものではなかつたであろう。晴良が明丸の帰洛に反対した事情は不明であるが、恐らく義昭に諭つてのことであろう。ともあれ、こうして明丸の帰洛の運動は禁裏や日乗上人の支援があつたにもかかわらず、挫折しさつたといふよう。

(3) 反信長戦線と前久

次に前久出奔中の動向をみてみよう。自らその行動について述べたも

のに、先にも一部引用した八月十日付の前久書状がある。

遙久不申通疎遠之處、芳札殊唐鐘金・臺銀、被上候、懇志之至、尤喜悅秘藏候、別而無御疎意由、本望此事候、誠不思寄依倭人之所行、京都令退座、無念之至候、然共、信長令分別、義昭不謂御存分、無是非候、早々可令帰洛之由、再三雖申越候、一旦失面目候間、至于今者、不及覺悟由申放候、然者、(六角承稟・浅井長政)江州南北・越州・(三好三人衆)四國衆悉令一味候而、近日拙身も令出張候、則可遂本意候、(朝倉義景)可御心安候、(元亀元年)猶進藤左衛門大夫可申下候也、状如件、

八月十日

(花押)

〔封紙ウ(花押)〕
島津陸奥守入道殿
(花押)

島津氏はもと薩摩島津庄が近衛家領であつた由縁もあり、とくに前久の曾祖父尚通の頃から交誼を深くしていいたが、この文書も貴久から久方ぶりに音信があり物を贈られたことに答謝し、近況を述べたものである。花押のみを据え、書止め文言といふ宛名の高さを低くしていることといい、いかにも尊大に構えている。さて、ここで注目すべきは、前久が六角、浅井、朝倉、三好三人衆と「一味」し、近日は「出張」し、本意を遂げるはずであるから安心してほしい、と述べていることである。本意を遂げる云々といふのはいわば常套語で確信性はともかくとして、「一味」「出張」云々と見え、前久が反信長戦線の一環として軍事行動をとつていたことが知られるのである。

「出張」とは「出陣」、「ちんたち」と同じことであろう。公家衆の「出陣」というと異様な感があつるが、この頃にもいくつかの事例がある⁽²³⁾。元亀元年四月、信長が越前朝倉討伐のため京都を出陣した際に、飛鳥井雅敦・日野輝資等が出立しており、同年八月信長が三好三人衆を討つたため河内枚方に出陣したときにも、日野輝資・飛鳥井雅敦・烏丸光康

・同光宣・正親町実彦・高倉永相が「出陣」している。しかも手勢を引連れていたようであり、『言継卿記』には光康の出陣について「烏丸一品攝州へ出陣、五六十人有之、正親町^(義彦)同道也」とある。ここに見える日野等は、義昭が上洛するや、逸早く参礼し昵近しており、「出陣」もこれら行動様式と同一線上にあったものであろうが、他の公家衆から見れば、例えば中院通勝が「日野・飛鳥井等下向、可憐々々」と日記⁽²⁵⁾に書き付けていることからも窺われるよう、いわば儀礼的なもので罷むなこの出陣であったといえよう。従つて、同じ出陣といつても、日野等の場合と前久の反信長勢力に「一味」しての主体的な行動とは、全く次元を異にするものといわねばならない。それでは、この反信長戦線とはどのようなものであったか、次にそれを見よう。

元亀元年四月、浅井長政及び六角承禎は、織田信長軍が越前の朝倉義景を攻めている背後について、近江で兵を挙げた。しかし、信長は急ぎ兵を返し、六月には、浅井・朝倉の両軍は織田・徳川軍と近江姫川で戦つたが敗退した。このとき、近江の一向宗門徒は浅井氏を支援する行動をとった。このような反信長の気運が高まるなかで、本拠阿波に帰つていた三好三人衆は再び兵を挙げて渡海し、摂津中島に上陸した。七月二十一日のことである。中島は淀川と神崎川に囲まれた地域で、戦略上の要衝であった。天満森に陣をしき、野田・福島に築城し、堀を掘り櫓を上げ川には乱杭・逆茂木を引き、防戦態勢を固めた。⁽²⁶⁾これに呼応して淡路の安宅信康は兵庫に着岸し、八月九日に尼崎へ移つた。この動きに対して、信長方の松永久秀は大和多聞山から信貴山へ移つて河内口を固めた。これが、前久の書状が書かれた八月十日の直前の状況である。

八月十七日、三人衆の手兵は織田方の河内古橋城を攻略して、三好義継・畠山昭高の兵三百程を討ちとる。信長は近江攻略の際にあつたがこれを一時中止して上洛し、天王寺を経て中島へ出陣する。そこで三人

衆は天満森を引きはらい野田城に立籠る。なお、このとき信長の勧めで將軍義昭も出陣しており、河内からは三好義継・松永久秀両軍が西進し天満森に陣をした。三人衆方が五、六千に対し、織田方は二、三万であつたという。この数字は諸書により相違があるが、いずれにせよ信長は数倍に及ぶ大軍をもつて三人衆を攻め、これを圧倒しようとしたわけである。しかし、信長の思わず通りにことは運ばなかつた。前久が書状の中でも述べているように、三人衆の動きは、越前朝倉、北近江浅井、南近江六角と結び、遠くは甲斐武田、近くは石山本願寺と通じる、信長包围作戦の一環であつたからである。九月十二日には、天満森の南岸にある石山本願寺が、反信長の動きを表明した。

三人衆等と「一味」していた前久が、この頃、確かに大坂にいたことは、『二条宴乗日記』によつて知られる。⁽²⁷⁾しかも、前久は本願寺に款を通じていたことは、次の頸如書状案で知られる。

尊書令拝見候、抑當山御滞留之段、依御忍只今承様候、驚令存候、
仍如蒙仰都鄙錯亂雖事旧候、當時信長恣之所行、且難堪次第候、隨
而條々御意之通、過當之至候、於向後相應之儀、不可存疎意候、就
中御太刀一腰・御馬一疋拝領、尤珍重候、弥御本意之上、重疊可得
貴意候、此等之旨、宜令洩申入給候、恐惶謹言、

九月廿七日

西洞院殿

○近衛殿へ御返札、御牢人ニテ当所ニ御逗留、

『頸如上人御書札案留』元亀元年所収のもの。注記でも明らかなく、宛所は西洞院であるが、前久に対するものである。前久の当山滞留のことは「御忍」により只今承つて驚いた。仰の如くいざこも錯乱が続いているとはいゝ、いまや信長の「恣之所行」は堪え難い、今後は互いに疎意なく、殊に太刀・馬を贈られたことは目出度いことである、と述

べている。ここで「依御忍只今承様候」ということに注目したい。『二条宴乗日記』を見ると、すでにこの年二月には前久は本願寺衆や同女房衆と交渉があったことが知られる。二月一日、前久所にて和歌の会があり、前久・北小路俊直・進藤光盛・宴乗がこれに会し、「本願寺衆下間始め、れきれきの衆祇候」している。前久の詠歌は、「興津風吹とたえつゝ見る／＼も霞にしつむ淡路島やま」であった。翌二日には天満へ赴く予定になっていたが、「本願寺女房衆」の都合で延引、宴乗は前久と碁を打ち、前久の言により明日の「天満御遊振舞」を掛けるのも一興ということで勝負に及んだが、宴乗が負ける。そこで宴乗は「手本取トクニ打」つことを申して、勝って前久の筆蹟をまんまと手に入れている。そして三日には、前久の天満への「御成」があった。前後の記載から観梅のためであったようである。天満森はこれより数ヶ月後には三好三人衆が陣をしき、のちには信長軍が陣をしくことになるが、梅見にここを訪れているわけである。どこからここに来たのか、前久所がどこにあつたのか不明であるが、前久の詠歌から大坂に在つたことは疑いを要しない。そして本願寺衆・女房衆とも交渉があつた。とすれば、前之が大坂に牢人していることを顯如が長い間知らなかつた、というのは如何かと思われる。こう考えてみると、「当山御滞留」云々は文字通りに解し、この頃になつて前久は大坂の或る場所から居所を変え、石山本願寺の寺内に居を移したと理解できるのではなからうか。そしていま一つ注目しておきたいことは、顯如の書札が返書であることである。反信長方として疎意ないことを、前久の方から顯如に働きかけたということである。顯如が反信長の姿勢を明らかにし宗徒に檄を飛ばし決起を呼びかけたのは九月六日のことであり、ここに前後十年にわたる石山戦争の火びたが切られるのであるが、前久はこの本願寺の動きに応じ、居所も石山の寺内に移り、太刀・馬を贈つて、正式に顯如に款を通じたのであろう。な

お、翌年の正月にも、前久の方から顯如に太刀一腰・馬一疋を贈つて歳首を賀し、顯如は正月十九日に答謝している。

三好三人衆との関係は、『二条宴乗日記』の元亀二年の記事によつて知られる。関連記事を次に掲げる。

① 弥四郎大坂罷上、(松永久秀)城州へ昨日津国へ被相勧由、御家門様へ、(近衛前久)三好長逸等、(守)左京大夫殿より、森口辺(守)て三千石計御知行進上被申由、舟にて

大坂(北小路俊直)へ北大御越、禪教同道候て、我等も罷下、(宣秀)十一月二十二日冬

② 大坂へ八過付、則御家門へ参、禪教をハ先宿へ付申了、(宣秀)十一月二十日冬

③ 大坂へ八過付、則御家門へ參、禪教をハ先宿へ付申了、(宣秀)十一月二十日冬

三好冬

④ 御家門へ禪教朝飯=被召了、シボ引ニシナマス、汁タキ、(宣秀)十一月二十日冬

五日冬

⑤ 森口ヨリ早々陣床へ参、森口宿、御家門下代、今度三人衆より千石ハカリノ御知行被參、十七ヶ所ノ内、波志者・寺方・新在家三ヶ所也、当年者水入風吹(信昌)七百余御納由、(中略)大坂川ヨリ北東下ツシと申所へ、城州・金山罷出可申間、御家門さまも御成待申旨被申

候、則城州急被出、(宣秀)十一月二十七日冬

⑥ 御家門より八木一石被下、(宣秀)十二月四日冬

以上により知られるところは、(1)大坂に居る前久が三好三人衆・三好義継より河内守(森)口辺にて三千石ばかりの知行を贈られたこと、(2)その知行地の所在は、十七ヶ所のうち波志者・寺方・新在家の三ヶ所であること、(3)当年は水損等により米七百石が前久の許に納められ、宴乗も一石を前久から与えられたこと、の三点である。

元龜元年の暮、勅により織田・反織田の双方は和睦を結び銘を収めたが、一年五月には双方から和は破られた。松永久秀は信長に叛いて密かに武田信玄に通じ、六月には久秀・久通父子は三好三人衆が畠山昭高を

河内高屋城を攻めるのを援け、兵を信貴山に出している。義継が信長に叛いた時期についてははっきりしないが、高屋城攻めで三人衆方であつたことは、六月六日付の久秀書状⁽²⁹⁾によつて明らかである。八月四日には久秀父子と義継は、筒井順慶が大和辰市に築いた新墨を攻めている。十一月には、三人衆・義継及び久秀等は高屋城の付城に入つて昭高を攻め、ついで久秀は摂津に出兵した。⁽¹⁾に「城州ハ昨日津国ヘ被相勧由」というのは、この状況を示す。そしてこの段階には、義継もまた久秀同様に反信長戦線にあり、三人衆と義継が前久に知行を贈つてゐるのは、その軍事活動の協力体制の一環でもあつたろう。

所在地の十七ヶ所（大坂市城東区）は、森口の南方、淀川中下流左岸一帯に位置し、幕府料所であったところで、天文八年（一五三九）摂津守護代三好長慶がその主細川晴元に当所の代官職を望んで、幕府に紛議を巻き起して⁽³⁰⁾いる。しばしば戰場ともなり、その軍事的中心は十七ヶ所城とも呼ばれた摂津榎並城で、同十八年六月の晴元没落の契機となつた江口の合戦、元亀元年九月の本願寺宗徒の蜂起などにも主戰場となつてゐる。三人衆等の支配下に入った時期等は不明である。前久に贈られた三ヶ所の知行地のうち、「波志者」、「寺方」は、「正保郷帳」の写といわれる「河内国一国村高控帳」⁽³¹⁾に見える茨田郡橋波村一〇〇八石八斗六升、同寺方村一二九八石二升三合に該当しよう。いま守口市である。「新在家」については不明。

ここで、近衛家領との関連を考えておこう。建長五年（一二五三）の「近衛家所領目録」に載せられた摂津国の近衛家領は十六ヶ所で⁽³²⁾（全體約十分）、このうち八ヶ所が「莊務本所進退所々」つまり莊園領主としての近衛家の家産経済を支える骨格となつた所領群に属する。仲牧、榎並上東方、榎南下庄、放出、六瀬、五位庄、沢良宜、福井庄がそれである。しかし、これらのうち戦国期まで名目的にしろ存続していたのは、ほん

の一部である。同知の如く、この時期の近衛家領・家産経済の全貌を記したものに、文明十年（一四七八）から大永四年（一五二四）に至る『雜事要錄』・『雜々記』があるが、これに項目記載があるのが、放出、五位庄、沢良宜の三所、何らかの貢納のことがあつたのは放出・沢良宜の両所のみであった。因に、『雜事要錄』に記載されている摂津国所々、ほぼ毎年に貢納のことがあり、各所揃つていて最末年にあたる永正二年（一五〇五）分の貢納額と現在地を示すと、放出村（千疋、大阪市鶴見区）、沢良宜村（四百疋、茨木市）、垂海（根菖蒲川二本、吹田市垂水）、水尾村（二千五十疋、匂餅・若菜等、茨木市）、新免村（五百疋、豊中市）の五ヶ所である。大永三年（一五三三）には沢良宜村（二石九斗二升、百疋）、水尾村（十七貫七文）、新免村（八百疋）の三ヶ所に減り、同四年には沢良宜村（二石五斗五升五合、三十疋）、新免村（八百疋）の二ヶ所から貢納があつた。減少の一途をたどつたといえる。例の五ヶ所の所在は、放出村以外はいづれも淀川より北に位置している。十七ヶ所は放出村とは近い位置にあるが、前久がここを知行地として三好三人衆等から贈られた事情等は不明である。また前久の大坂においての居住地が、これら近衛家領であつたところと関連性があるのか否かも不明という他はない。

また、前久と三人衆との交誼を示す文書があるので、ここに参考に掲げておこう。

御書謹而致頂戴候、仍御馬一疋^{青毛}、拝領被作候、誠忝存候、殊篠山^与申名馬之由被仰下候、別而秘藏可仕候、此等之趣、宣預御披露

候、恐々謹言、

三月九日
長逸
（花押）

披露状で、前久に対するものであることは多言を要しない。三好長逸

が前久より書札とともに篠山という名馬を贈られたことに対し謝札を述べたものである。年紀が特定しえないため、充分な位置づけが出来ないのは残念であるが、前久の方から三人衆筆頭の長逸に働きかけている事実に注目しておきたい。

元亀二、三年頃には、前久は若狭の武田彦五郎に次の書状⁽³⁴⁾を送つてい

る。

雖未申通候、令馳筆候、至越州令下向刻、以使者成共可申処、忍候故、無其儀候、仍當表之儀、義景行等被申付、堅固候、敵敗軍不可有程候、本意此時候、於向後切々可申候間、入魂可為本望候、猶上野民部大輔可有演説候也、伏如件、

八月廿二日
(近衛前久)
(花押)

武田彦五郎殿

前久の花押は幾度か変化しているが、ことに永禄から天正にかけ三度変り、図版(A)(B)(C)と変遷している。(A)は越後より帰洛後、永禄年間を通して使用されたもの。(B)は前掲の(元亀元年)八月十日付の書状に見えるもので、いわゆる永禄出奔中の代表的な花押。(C)は(天正三年)八月



図版 近衛前久花押
(永禄・天正期)

廿二日付の書状に見えるもので、天正十年に出家するまで使用されたもの。帰洛→出奔→帰洛→出家を契機として花押を変えていくのである。(B)(C)の差異の特徴は、右側の棒の有無で、該花押は明らかに(B)に属する(B'とする)。初筆の横棒、厚みの具合などから、(B)から(C)への過渡期のものと位置づけられよう。宛名の彦五郎は、実名を信方としたものもあるが、その伝はいま不明である。⁽³⁵⁾前久室が武田氏であること、いま少し詳しいえば若狭名田庄領主土御門有脩の室と前久室は姉妹であったことは前述の通りであり、これが武田彦五郎との交渉の背景にあるのであろう。越州へ下向の際に使者にても申通うべきのところ、「忍候故」に無音したこと、当表のことは朝倉義景が堅固に処置を申付けており、敵を打負かすことも間近かである、今後は切々音信するので入魂に望みたい、と述べていて、これにより前久が越前に下向した事実を知りえる。「敵」はもちろん信長である。義景が信長に攻められ自刃したのが元亀四年の八月二十日のことで、花押の形状ともども勘案すると、この文書は、元亀二年か三年ということになろう。

次の文書もまた、前久が反信長勢力として行動していたことを示す。去年以来不致言上候、背本意存候、仍東國之儀、遠江・参河悉^(武田)被属存分、近日尾・濃江可被進馬之由候、当表之儀堅固=申付候、義景^(朝倉)當月中可有進發候間、弥可申談候、將又、志賀郡之儀、此方令加祖候、京衆合手、志賀之在所穴太放火候、都鄙之一途不可有時日候、此等之趣、宜領御披露之候、恐惶謹言、

二月十六日
伊勢七郎^(貞知)左衛門尉殿
長政 (花押)

浅井備前守

披露状で、恐惶謹言で結ぶ鄭重な書式である。宛名の伊勢貞知は、も

と幕府の申次であった人物で、この頃は近衛前久の身辺にあったのである。前久は、天正三年八月に至り帰洛し、その翌月には薩摩に下向するが、⁽³⁹⁾貞知もこの供奉をして下向し、前久の書状に副状を書くなどしている。長政は書状の中で、東国の状況は武田信玄が尾張美濃に兵を入れようとしていること、当表は堅固に申付けていて、義景は今月中に出陣することになっていること、志賀郡はこの方の手に属し、京衆と共に穴太に放火したところである云々、と述べている。

すでに信長と将軍義昭は敵対関係にあり、義昭は信長を討つべく、近江浅井、越前朝倉、甲斐武田と謀って挾撃作戦をとる。本文書はその状況を示す。また反信長勢力には石山本願寺等も加っていた。因に、本願寺頼如は、朝倉義景とはかねてより姻戚関係にあり、浅井久政・長政父子とは元亀元年九月友好関係を結び、反信長派として立上り、翌十月には阿波の篠原長房と同盟し、十二月には武田信玄・勝頼父子と盟約した。⁽⁴⁰⁾ついで翌二年五月信玄は大和の松永久秀と同盟を結び、三年正月には頼如が信玄に対し信長の背後を突くよう勧める。義昭と信長の関係は悪化の一途をたどり、同年五月頃には義昭が裏で糸を引き頼如と信玄が中心となつての信長包囲網はじわじわと引き締められていく。信玄が義景・長政と握手したものこの五月のことである。そして十月にはそれまで友好関係にあった信長と信玄は敵対関係に入り、ここに急速に信長挙作戦は展開されることになるのである。⁽⁴¹⁾「都鄙之一途不可有時日候」というのは、そのことを意味するものであろう。前久が長政からこれら的情况を報じられているのは、反信長戦線にあつたことの証左である。なお、この時の前久の居所はやはり大坂であったのである。

三、丹波における動向

(1) 近衛家と丹波赤井氏

元亀四年、前久は大坂より丹波へ遷居したようである。丹波といえば近衛家領のうちでもかなり重要な莊園として伝領された宮田庄が思い浮かぶところである。⁽⁴²⁾例の『雜事要錄』・『雜々記』には宮田莊の莊名記載すら見えなく、この段階には全く飛行してしまっていたのである。従つて、前久が丹波へ遷つたのは所領などとの関りからではなく、別的事情があつたと見るべきであろう。恐らく丹波赤井氏との関係からであろう。赤井直正室は近衛家の出で、信尹は丹波で出生したとも伝えられている。ここでこの問題について吟味しておこう。まず、次の羽柴秀吉書状写からみて、いこう。

昭散之相煩候間、以印判申入候、自由之至候、

態致啓上候、仍近衛殿様之御姫君様、丹波ニ御座候間、彼表錯乱之砌、因州へ被成御越之由ニ候、然而、今度上様江被成御語候之處、早々御迎可被參旨御意ニ付而、⁽⁴³⁾聖護院殿・⁽⁴⁴⁾大學寺殿より御迎參候段、因州・丹波境目迄之儀、無其煩候様御警固之儀、堅可被仰付之儀簡要存候段、公儀被仰出候間、急度御馳走可為尤候、恐々謹言、

三月廿二日
八木但馬守殿
(豊信)
秀吉花押

羽柴藤吉郎

『因幡民談』十二に所収のもので、宛名の八木豊信は因幡の国人。近衛殿様の姫君が丹波の錯乱により因幡へ移られる由で、早々に迎えに行くべきの信長の上意につき、聖護院等が下向するので、諸事煩いのないよう堅く警固に尽力されたい、というものである。秀吉が羽柴を称していることなどから、天正二年以降のものと考えられる。この文書が発給された背景等については後述することとし、ここでは丹波に「近衛殿様之御姫君様」がいたということに注目しておきたい。

赤井直正（一五二八～七八）は通称赤井悪右衛門、或いは荻野悪右衛門尉と称される。奥丹波三郡（氷上・天田・何鹿郡）を領した赤井時家の次子で、若年のとき外舅荻野某を討取つて勇名をはせたのが悪右衛門の名の起りといふ。弘治三年（一五五七）兄家清が壯にして死んだときその子忠家が若年であったので、直正がこれを後見して赤井一党を統率し、黒井城に拠つて各地に転戦し、一時は勢威を丹波一円、丹後、但馬にまで広げた。天正三年（一五七五）に始まる明智光秀の丹波攻略に撤底して抗し続けたが、同六年三月九日に死去。その後は赤井勢も奮わず、翌七年八月九日、ついに黒井城は落城した。丹波赤井氏の末裔で徳川氏に仕え、旗本や御家人となつた家は多く、徳川家康に仕え関ヶ原戦の戦後処理で奔走し、奏者番となり丹波郡代を兼ねた山口直友も赤井一族で、時家の孫である。赤井家は十二家、山口を称した家は四家を数える。これらはいずれも直正の兄弟の系統であるが、直正の子に直義がいて、これは慶長十五年（一六一〇）知行千石で藤堂高虎に仕えた。伊賀上野の赤井家の祖である。

直正室近衛氏については、赤井家の伝承も前久の娘という説と、娘という説とがある。まず妹説に、上野赤井家の伝える「赤井家覚書」がある。⁽⁴⁴⁾ (1) 悪右衛門直正に三子あり、長子は悪七郎、次子は金十郎（のち悪右衛門直義）といい、両人の生母は黒井落城のち出雲堀尾山城守領下に引移つたこと。(2) 三子は悪七郎といい、母は「近衛龍山御姫女」であること。(3) これは直正死去、黒井落城の後、「大和国古市播磨守家江嫁」し、二子を産み、男子が北野盤舟院先住、女子が後陽成院に仕えた「おちやちや」で三位局と称されたこと、(4) 三位局の腹に聖護院道晃親王が出生したこと。以上のうち、(2)については、道晃親王（一六一二～七九）の生母は古市播磨守胤栄女で、初め茶々局、のち三位局と称されたといふ『本朝紹運録』や『皇親系附録』などの記載とも一致する。「おちやちや」

赤井直正（一五二八～七八）は通称赤井悪右衛門、或いは荻野悪右衛門尉と称される。奥丹波三郡（氷上・天田・何鹿郡）を領した赤井時家の次子で、若年のとき外舅荻野某を討取つて勇名をはせたのが悪右衛門の名の起りといふ。弘治三年（一五五七）兄家清が壯にして死んだときその子忠家が若年であったので、直正がこれを後見して赤井一党を統率し、黒井城に拠つて各地に転戦し、一時は勢威を丹波一円、丹後、但馬にまで広げた。天正三年（一五七五）に始まる明智光秀の丹波攻略に撤底して抗し続けたが、同六年三月九日に死去。その後は赤井勢も奮わず、翌七年八月九日、ついに黒井城は落城した。丹波赤井氏の末裔で徳川氏に仕え、旗本や御家人となつた家は多く、徳川家康に仕え関ヶ原戦の戦後処理で奔走し、奏者番となり丹波郡代を兼ねた山口直友も赤井一族で、時家の孫である。赤井家は十二家、山口を称した家は四家を数える。これらはいずれも直正の兄弟の系統であるが、直正の子に直義がいて、これは慶長十五年（一六一〇）知行千石で藤堂高虎に仕えた。伊賀上野の赤井家の祖である。

直正室近衛氏については、赤井家の伝承も前久の娘という説と、娘という説とがある。まず妹説に、上野赤井家の伝える「赤井家覚書」がある。⁽⁴⁴⁾ (1) 悪右衛門直正に三子あり、長子は悪七郎、次子は金十郎（のち悪右衛門直義）といい、両人の生母は黒井落城のち出雲堀尾山城守領下に引移つたこと。(2) 三子は悪七郎といい、母は「近衛龍山御姫女」であること。(3) これは直正死去、黒井落城の後、「大和国古市播磨守家江嫁」し、二子を産み、男子が北野盤舟院先住、女子が後陽成院に仕えた「おちやちや」で三位局と称されたこと、(4) 三位局の腹に聖護院道晃親王が出生したこと。以上のうち、(2)については、道晃親王（一六一二～七九）の生母は古市播磨守胤栄女で、初め茶々局、のち三位局と称されたといふ『本朝紹運録』や『皇親系附録』などの記載とも一致する。「おちやちや」

近衛家でも直正室の所伝が『看聞秘鈔』に見える。同書は近衛家諸大夫進藤長延（一八〇四～六六）の編になり、近衛家に関する諸事を纏めたもの。⁽⁴⁷⁾ 六冊から成り、その第四冊一四九項に、次のように見える。

近衛龍山公之御女子、始メ越前の朝倉義景に嫁せられ、義景死後、

丹波の赤井惠右衛門に嫁せられ、是にて生れ給ふ息女、大和十市殿へ行給ふ、是古市也、後に中和門院に仕へて、三位殿といふ、道晃の母公なり、

直正の室は前久女、初め越前朝倉義景の室、大和の古市に嫁したのは直正室の娘、としている。⁽⁴⁸⁾ 義景室近衛氏の説は越前の方にもあり、これを追究する試みもなされているが、ここでは直正室、及びその後のことについて考える。古市の室は直正女との記載は年齢がいづれの面からも矛盾があり、まず誤りであろう。また、直正室近衛氏は天正三年に死んだという説と大和古市氏に再嫁したとの説については後者を採るべきであろう。桂光院が直正室であった人と推定される。『法円山証光寺記』⁽⁵⁰⁾によれば、古市播磨守胤栄室は前久の娘であるとし、元和元年十一月二日に死去し、「桂光院月可性高」と法名が記されている。ここで注目すべきは、赤井五郎一郎の書出しの『赤井家譜』に見える直正室の法名と字音が全て一致することで、この面からも天正三年死去説は誤りであることが指摘できよう。

それでは、妹、娘のいづれか。周辺の年齢は、天正六年直正が四十九歳で死んだ時には、前久が四十三歳、信尹が十四歳となる。娘としても矛盾しないことはないが、妹の方が蓋然性は高いように考えられる。そしていま一つ、こう考えた方が良い史料がある。「近衛家文書」のなかに、近衛尚通の子女、及び植家の子女を書出したものがある^(三六八)。筆蹟は信尹かと推定されるもので、植家の子女のうちに「大和」と記してある。大和様、桂光院、直正室、これらは同一人物であるとするこれまでの推測に誤りないとすれば、直正室は前久の妹ということになる。例の秀吉文書に見える「近衛殿様之御姫君様」という方は、植家の娘でも何ら矛盾のないものであり、直正室の動向を窺わせるものといえ

る。

次に、信尹は丹波で出生したともいわれていることについて触れておきたい。『丹波志』卷五（氷上郡）によれば、(1)丹波黒井村に「近衛殿屋敷」があり、これはいまの興禪寺であり、(2)天正の頃に波多野総七という侍がいて、この娘は近衛殿に奉公していたが、近衛殿様の児を懷妊し、この里に帰って男子を出産した、(3)九歳まで養育したが、都より迎えがあり帰洛した、これが信尹であること、(4)のち「産神」の由縁により兵主の社に信尹参詣のことがあり、和歌一首が詠まれ、(5)この詠歌は稻継村波多野氏の子孫が所持していたが、近年に至り兵主の社に奉納された、という。以上のうち、(1)にいう興禪寺は、兵庫県氷上郡春日町黒井の町なみの北方高台にある曹洞宗の寺院である。寺伝によれば、もと誓願寺（真言宗）といい、南に少し下った小山町下道に在ったが、寛永三年（一六二六）に現在地に移り、改宗し寺号も改めたという。この寺院のすぐ裏には標高三五六メートルの猪ノ口山があり、山頂に黒井城跡がある。昭和六十三年に城跡が国の史跡に指定された際に、興禪寺の寺域一帯もその下館跡として括指定された。いまの興禪寺は往時の下館と景観は異っていると思われるが、ここに「近衛殿屋敷」があつたという寺伝はほぼ認められるであろう。恐らく、前久の丹波在国中の寓居となつたところであろう。(1)については疑問がある。前久室武田氏のことは前述したところである。いま明らかにしえることは、信尹と中和門院前子は同腹であることまでである。(2)に信尹の帰洛を九歳というのは明らかに誤りである。信尹が前久と行動を別にしていなければ、大坂から丹波へ移るのは九歳、帰洛は十一歳でなければならない。(3)に関連することとして、慶長十年五月に信尹が丹波の大原社に参詣したことは確実な史料で知られるが、『産神』云々とすることが丹波が出生の地とすることの決め手にはならない。土地の神という理解も可能である。(4)にい

う和歌はいまに春日町の兵主神社に伝来している。平成三年十月に機会
あつて現地を訪れ実見したが、自筆か写か疑問が残るものであつた。要
するに、『丹波志』の記すところはいろいろな点で疑問があり、また信
じ難いところが多いが、黒井に近衛殿屋敷があつたと伝えることは真を
伝えているものと思われ、前久・信尹父子は赤井直正室との縁により丹
波に遷居し、いわゆる黒井城に在つたと考えられるのである。

(2) 反信長勢力・赤井直正

丹波における前久の動向を示す確実な史料は伝存しない。そこで赤井
直正のこの時期の動きを追うことにより前久の動向を窺い、その帰洛の
背景を考えてみよう。

直正の武勇が諸国にまで知られるようになつたのは、永禄八年八月に
松永久秀の実弟で丹波守護代・八木城主の内藤宗勝(松永長頼)と戦いこれを
敗死させてからであろう。この動きに応じて丹波の国人波多野晴通等は
策動し、翌九年二月八上城を攻めて旧城を奪取し、守将松永孫六を摂津
尻崎に奔らせて松永党を一掃した。直正は赤井一族を率いる氷上郡に拠
点をもつ一族にすぎなかつたが、口丹波に拠点をもつ内藤一族を伐り
従えたことで、多紀郡をのぞく丹波から丹後の一部までをも勢力を伸長
させたのである。一乗院覚慶が越後の上杉謙信に尽力を求めた際の、八
月五日付大覺寺門跡義俊副状に、「丹州儀モ、去二日、奥郡荻野惠右衛
尉(四郎)於手前、内藤備前守其外七百余人討捕候、一国平均ニ成申候間、此砌
可有御出張候条、早々御上洛之儀、奉待候」とあり、赤井の動きが大願
をもつ覺慶(昭義)方の注目されるところとなつていたのである。それで

赤井は信長に服属したということにならうが、しかしこれは一考を要す
るようと思われる。直正の末裔・上野赤井家の伝來文書のうちに中世文
書九通一巻があり、この内五通は、反信長派としての赤井氏の動きを伝
える内容のものである。成卷順でいえば、細川昭元二通、下間頼廉、内
藤貞虎、武田勝頼の各一通である。このうち昭元の書状については吉井
功見氏の研究がある。⁽⁵⁸⁾ 後五月七日付のものは永禄十二年、三月廿日付の
ものは同十三年と推定されている。丹波は累代、細川京兆家の分国であ
り、三好勢力が丹波から一掃されてからも細川六郎（昭元）は京兆家の
意識のもとに亡命地阿波から直正に送つたもので、対信長反撃戦の協力
を依頼し、直正らに旧主京兆家への忠節を求めたものである。周知の如
く昭元室は信長の妹お犬の方(天正四年)であるが、以前は長い間敵対関係
にあつた。『信長公記』に見えるように、「細川六郎殿」が信長に降し
参礼するのは元亀三年三月のことで、それ以前は三好三人衆に組みし反
信長派の有力な一人でもあつたことは、例え同記元亀元年八月廿日条
に、「御敵南方諸守人大將分の事、細川六郎殿・三好日向守・三好山城
守・安宅・十河・篠原・岩成」云々とあるのがそれを示している。本願
寺坊官下間頼廉の九月廿六日付の書状は、天正四年のもので、本願寺が
越後の上杉謙信の西上を促すため一揆を鎮める方策をとつたことなどを
示す。内藤貞虎のことは不明であるが、「被對當御屋形様、數代御忠節無
並御家にて候条、此砌引立可被申事專一候」云々とあり、恐らく細川昭
元の意をうけて出されたものと考えられる。武田勝頼の書状は全文を次
に掲げる。

十月十七日之芳翰、十二月廿一日到着、則披閱、就中使者口説具聞
つたるうか。『寛永諸家系図伝』によれば、元亀三年三月に赤井の総領
忠家は信長より丹波國奥三郡を安堵されている。「蓋田五郎」つまり赤
井忠家宛の安堵状の写も同書に掲載されている。これを素直に考えれば

武勇云戰功、旁以無比類次第候、漸可信濃境之雪消候之条、向尾・
濃無二令乱入、可及手合候、可御心安候、委曲從釣閑斎・跡部大炊
(長坂光堅)
(勝資)

助所可申届候之間、不能具候、恐々謹言、

二月六日

勝頼（花押）

荻野惠右衛門尉殿

直正が信長に対して怨敵の色をあらわし、すでに鉢楯に及ぶ由であるが、誠に武勇といふ戦功といふ比類なき次第云々とある。天正三年、或いは四年のものであろう。

天正三年六月、信長の命をうけて明智光秀は丹波の経略に着手することになるが、以上の如く直正は反信長勢力として頑強に対抗していたのである。例の信長よりの奥丹波三郡安堵状は、赤井氏が一時は帰属したことのあることを示すものというより、むしろ信長側からの懐柔策に過ぎないものであったのではなかろうか。元亀四年、信長が長岡藤孝に対し二月廿三日付の書状を以て、敵領中の者を知行を以て誘うべきことを指示し、「無事相破候上⁽⁵⁹⁾ハ、敵方領中分誰々も、先宛行被引付簡要ニ候」と述べていることは極めて示唆に富んでいる。

前久が大坂から丹波に移つて来たのも、赤井直正が反信長勢力にあり、直正室が近衛氏、多分前久妹という縁によるものであろう。それで元亀四年に丹波に移つたのはいかなる契機によってであろうか。前述の如く、前久が浅井長政より戦況の報告をうけたのは、この年二月十六日のことで、信長挾撃作戦はいよいよ急速に実現される状況となつていた。前年の元亀三年十一月十九日、武田信玄は九ヶ条からなる条目を朝倉義景に送り、戦況を報ずると共に義景の疑心を解くため誓書を出すので義景からも誓紙をもらいたいと述べ、来年五月に義景と共に陣を張ること、伊勢長嶋の一一向一揆を蜂起させるよう催促することを申し合せている。信長挾撃はこの元亀四年五月に決行される予定で申し合せがなされていたようである。⁽⁶⁰⁾しかし、この作戦は四月に信玄が急死したことで実現をみすに終り、八月には信長軍の攻撃をうけ越前の朝倉氏が滅び、

近江の浅井氏もまた滅び去つた。九月伊勢長嶋の一向一揆も信長のために討たれた。ここに信長挾撃作戦は自滅したといえる。足利義昭は七月に信長に降り、河内若江城に移つてからも、反信長勢力に呼びかけ援助を求めたが、すでに半年前とは全く状況が変っていたのである。前久が丹波へ移つたのもこのためであろう。恐らく八月の朝倉・浅井滅亡がその契機になっているのであろう。京都出奔の原因となつた将軍義昭がすでに亡命しているとはいえ、反信長勢力の一環として行動して来た以上、京都へ戻ることは出来ず、同じ反信長派である丹波赤井氏を頼るところになつたと考えられる。

しかし、これまで見てきたように、出奔した原因はあくまでも義昭との関係にあり、信長は好意的であった。しかし信長が義昭と結びついていたから、反信長の行動は当然起るべくして起つたといえようが、信長挾撃作戦が瓦解し、義昭もまた亡命した以上、前久が反信長派として行動し続ける理由はすでになくなつていたといえよう。前久が帰洛することになるのは天正三年六月のこと⁽⁶¹⁾で、信長の奏請により前譲を免じられ帰洛する。『御湯殿上日記』同六月二十八日条に、

いつものことく御さか月まいる、のふなかよりこんゑ殿さきのくわんはくの事、三てう大納言・くわんしゅ寺大納言して申す、ちか比

しんへうのよしおほせらるゝ、

とある。もとより譲を朝廷に蒙つたわけではないが、在国して朝廷の勤仕を怠つて来たことの許しが請われたのであろう。六月といえば、信長の命により明智光秀の丹波攻略が始まられるときにあたり、信長は前久の帰洛をはかることで、赤井方の威勢を削ぐ意図もあつたのであろう。それより三ヶ月後に光秀方の黒井城攻めが始まっている。信長、前久のいずれから帰洛の働きかけがなされたかは明らかでないが、前久が帰洛して三ヶ月も経ず薩摩に下向するが、それが信長の意をうけ豊薩和睦を

図る目的であったことから類推すると、信長が前久の政治的手腕に期待するところあり、信長から働きかけた可能性は大きい。かくて、政治的意味あいから始り終った前関白近衛前久の七年間にわたる在国は終るのである。

むすび

以上、永禄十一年の関白近衛前久の京都出奔について種々検討してきたが、このうち主要な点を纏めておこう。①前久は武命に違うにより、つまり將軍義昭の勘当をうけ出奔するが、それは義昭にとって仇敵松永久秀と深い闘りがあったことが僕人の所行により問題とされたためのようである。②出奔地は永禄十一年から元亀三年までは揖津大坂、元亀四年から天正三年九月に帰洛するまでは丹波に在ったと推定される。③前久は自分はいかにならうとも嫡子明丸は帰洛させるべく運動し、朝廷へ願い勅旨を以て義昭に説き、日乗上人を通して信長からも説くところがあつたようであるが、義昭の遺恨は根強く、ともに成就しなかつたこと。④出奔中の動向は六角、浅井、朝倉、三好三人衆等と「一味」し、また本願寺と結び、反信長戦線の一環として行動していたこと。⑤三好三人衆とは密接な結びつきがあり、河内森口辺で三千石ばかりの知行を贈られたこと。朝倉氏との戦略上にかかるかどうかは不明であるが、前久は一時越前に下向しているようであること。⑥元亀四年に大坂から丹波へ移る契機となつたのは、武田信玄の死、朝倉義景及び浅井長政の滅亡により反信長包囲作戦が瓦解したためと考えられること。⑦丹波では黒井城に拠り、信長に怨敵の色を顕わしていた赤井直正の許に寄寓していたこと。⑧直正の室は前久の妹、娘の両説があるが妹と考えられる。直正の死後は大和の古市播磨守に再嫁し、桂光院とか「大和さま」と称された人であり、その娘が後陽成院の後宮に仕えた「おちや

ちや」、「三位局」であること。⑨前久の帰洛は信長の方から働きがなされたようで、前久の前譴を免じられるよう執奏したのも信長であること。いま明らかにしたことを列挙したが、とりわけ前久の出奔は逼塞とか隠棲の類ではなく、「反信長勢力として行動していた」ということは極めて注目すべきことである。問題はいかなることを目的としてそのような行動をとつたかであるが、「一味」の三好三人衆から三千石の知行を贈られていることでその目的が達成されたのであろうか。恐らくそうではなく、前久の目ざしたもの、究極の目的は、戦線の先に自らが深く関わった新しい政権が作られることではなかつたろうか。そうでなければ、「反信長包囲作戦に積極的に加担する必要もなかつたであろう。いずれにせよ、公家衆の問題はこれまで経済的な面や文化的な面からのみとり掲げられて来たが、政治的な面からも注目していく必要があろう。

注

(1) 山口康助「中世末期に於ける文化の伝播—近世学問興隆の序曲—」『山梨大学学芸学部研究報告』三、一九五二年、今泉淑夫「文明二年七月六日付飛鳥井雅親書状案をめぐって」『日本歴史』三六九、一九七九年)、富田正弘「戦国期の公家衆」(『立命館文学』五〇九、一九八八年)、奥野高広「武田信玄と宮廷貴族」(『日本歴史』四八八、一九八九年)、今谷明『言継卿記』公家社会と町衆文化の接点』(一九八〇年)、伊東正子「戦国時代における公家衆の在国」(『日本歴史』五一七、一九九一年)。

(2) 山口前掲論文に寛正元年(一四六〇)～慶長七年(一六〇二)の「公家の在国者統計表」、今泉前掲論文に応仁元年(一四六七)、文龜四年(一五〇四)の「公家地方下向表」、富田前掲論文に戦国期の公家衆家別の地方下向表、今谷前掲書に応仁元年(文龜四年)の「国別公家流寓状況」、伊東前掲論文に応仁元年～天正元年(一五七三)の「公家衆の在国一覧表」がある。

(3) 永禄三年七月二十六日死去。高源院殿從二位芳岩妙善大禪定尼。

- (4) 近衛通隆「近衛前久の関東下向」(『日本歴史』三九一、一九八〇年)
- (5) 「新訂国史大系」本に拠る。この部分の底本は竹屋本と称されるもので、
『増補国史大系』本に拠る。この部分の底本は竹屋本と称されるもので、
房武田氏女宝樹院」としてある。『孝亮宿御記』寛永七年八月二十三日条
に、「去廿日、法寿院殿御他界御九十七才云々、近衛殿政所中和門院御母儀也、」とある。これらを勘
案すれば、前久室は、武田氏、法名法寿(宝樹)院、前久より四歳の年
上、天文元年出生、寛永七年死去、ということになろう。
- (6) 『勸修寺家文書』(一下)二 東京大学史料編纂所架蔵写真帳(六一七)
一・六八一四)
- (7) 『近衛家譜』には「家女房」とあり、新編の『近衛家々譜』には「家女
房武田氏女宝樹院」としてある。『孝亮宿御記』寛永七年八月二十三日条
に、「去廿日、法寿院殿御他界御九十七才云々、近衛殿政所中和門院御母儀也、」とある。これらを勘
案すれば、前久室は、武田氏、法名法寿(宝樹)院、前久より四歳の年
上、天文元年出生、寛永七年死去、ということになろう。
- (8) 斎藤薰「足利義宗の將軍宣下をめぐって」(『国史学』一〇四、一九七八
年)
- (9) 『島津家文書』六六三号。
- (10) 七月十六日付前殿宛近衛龍山書状、「近衛家文書」二一八一号。
- (11) 『陽明文庫貴重書目録』三四四頁。
- (12) 『言繼卿記』各日条。永禄七年正月二十九日・三月二日・六月二十二日
・同二十三日・七月五日・十二月二十日・同二十七日・同二十九日、八年
五月二十七日・六月四日・七月五日・同九日・八月十三日、十一年十月十
四日。
- (13) 『足利季世記』
- (14) 『言繼卿記』天正四年正月二十日条に、「近衛殿若公明丸、」とある。
- (15) 『地下家伝』二十一、『言繼卿記』弘治二年一月二日条。
- (16) 『言繼卿記』永禄八年四月二十五日条、「伝家龜鏡」十三所収(永禄八
年)三月九日付進藤左馬允光盛書状。
- (17) 『地下家伝』二十一、『言繼卿記』弘治二年一月二日条。
- (18) 原本は天理図書館及び興福寺所蔵。東京大学史料編纂所に影写本がある
(永禄十二年分一冊に乱丁あり、要注意)。天理図書館報(ビブリア)五
二・五四、六〇、六二(一九七三・六年)に翻刻。本稿では影写本と活字
本を対校して引用した。
- (19) 「心」の字、影写本では「人」のような字形、いま活字本に従う。
- (20) 三浦周行「朝山日乗」(『歴史と人物』、一九一五年)
- (21) 例え、『言繼卿記』永禄十一年七月一日、九日、十日条。
- (22) 「若公さま」は、(15)は明丸であるが、(19)は尊政と解しないこともな
い。「進左」の表記も、(5)(11)などは進藤左衛門大輔か進藤左馬允か判然と
しない。
- (23) 『言繼卿記』元亀元年四月二十日条、同八月二十五日条、同月二十七日
条、『御湯殿上日記』元亀元年八月二十二日条。
- (24) 高倉永相は、永禄十一年九月十六日に「違武命」により出奔、許され
た状況にあり、八月二十五日の出陣は將軍義昭へ謝意を披瀝するための
帰洛・出仕するとは元亀元年八月十一日のこと。従つて日野等とは全くく
れた状況にあり、八月二十五日の出陣は將軍義昭へ謝意を披瀝するための
ものであつたろう。
- (25) 『繼芥記』元亀元年四月二十日条。
- (26) 『細川両家記』(『群書類從』第二十輯)。
- (27) 元亀元年九月二十日条。
- (28) 顯如の前久に対する永禄八・十一年分の書札案、いづれも「西洞院殿」
宛であり、これを踏襲したものであろう。従つて、この時期の西洞院は時
慶が該当するが、實際に前久に隨從していたことを意味しない。
- (29) 『信貴山文書』。
- (30) 『大館常興日記』天文八年六月二日条。
- (31) 『大阪府の地名』(平凡社「日本歴史地名大系」二八、一九八六年)
- (32) 多くの研究があるが、例え吉村亨「近衛家領研究序説」(『中世日本の
歴史像』、一九七八年)、湯川敏治「戦国期近衛家の家産経済の記録」、「雜
事要録」・「雜々記」について」(『史泉』五七、一九八二年)。
- (33) 『佐藤行信氏所蔵文書』二。
- (34) 『雑文書(東京大学文学部所蔵)』三(東京大学史料編纂所架蔵写真帳、
六一七一・〇二一一九)。
- (35) 『島津家文書(文書三十三通)』所収(永禄七年)三月十三日付島津修
理大夫宛書状。尚、永禄年間のうち、越後下向中は全く別種の花押を使用
している。
- (36) 『島津家文書』六六三号。

- (37) 武田彦五郎宛の文書に、七月十三日付足利義昭御内書（『武家手鑑』）がある。
- (38) 「近衛家文書」三七二三〇号。
- (39) 『相良家文書』五五五、五六六、五五八、五六六、五六八の各号。『島津家文書』一一三四号。
- (40) 奥野高広「武田信玄の西上作戦」（『日本歴史』一九八、一九六四年）、染谷光広「武田信玄の西上作戦小考—新史料の信長と信玄の文書—」（同三六〇、一九七八年）。
- (41) 田中稔「丹波宮田庄の研究」（『史林』三九一四、一九五六年）。
- (42) 因に、丹波で記載があるのは「石田郷」のみで、文明十三（元龜元年）に瓜の貢納があつたことが見える。
- (43) 東京大学史料編纂所架蔵（二〇四一・七二一一）、『鳥取県史』2中世所収。
- (44) 赤井直通氏所蔵。
- (45) 赤井直通氏所蔵。
- (46) 「近衛家文書」二二二三四号。
- (47) 西王寺所蔵。同寺所蔵史料の目録・解説は『東京大学史料編纂所報』二六（一九九一年）に掲載。
- (48) 『看聞秘鈔』には同様な記載が第二冊九五項にも見え、また赤井氏関係記事は第一冊三〇項、第二冊六二項に見える。
- (49) 久保日参「朝倉義景第二夫人近衛氏に就て」（『若越郷土研究』一九一四、一九七四年）。
- (50) 宮内庁書陵部所蔵（二二一一八二号）。
- (51) 赤井直正を開基とする、黒井の興禪寺に直正夫妻の位牌一基が祀られている。「当寺開基袖院殿美山常徳大居士尊儀」とあり、裏に「天正六戊寅年三月九日赤井直正天正三年八月廿一日近衛殿息女直正室」である。
- (52) 『大梅山興禪寺』（一九八八年）。
- (53) 『黒井城跡』（月刊文化財）二九六、一九八八年。
- (54) 『島津家文書』二、六九〇号。
- (55) 『時慶卿記』慶長十年五月二十五日条、『言経卿記』同二十七条。

- (56) 春日町歴史民俗資料館特別展「近衛家と春日」（平成三年十月十四日～十一月十三日）。尚、赤井直正室近衛氏のことは、十月二十六日春日町文化ホールでの講演「近衛前久・信尹父子と丹波」で略説した。
- (57) 吉井功見「細川晴元・昭元父子に関する若干の基礎的研究—任官・改名時期や“右京大夫”などの検討を中心にして」（『ヒストリア』一一〇、一九八八年）。
- (58) 吉井功見「細川晴元・昭元父子に関する若干の基礎的研究—任官・改名時期や“右京大夫”などの検討を中心にして」（『ヒストリア』一一〇、一九八八年）。
- (59) 『細川文書』二、『大日本史料』十編十四（一五一頁）。
- (60) 染谷光広前掲論文。
- (61) 『史料綜覧』天正三年三月廿八日条に、「島津義久、其臣喜入季久ヲ丹波ニ遣シ、近衛前久ヲ警衛セシム、是日、前久、詠歌大概序ヲ写シテ、季久ニ与ヘ、其勞ヲ謝ス」の綱文を掲げ、『後編薩藩旧記雑録』を典拠に掲げている。ここに所引の三月二十八日付喜入撰津守宛前久書状が天正三年と推定され編纂されていることに因るが、本文には季久が何地に滞留して警衛したかは記していない。『上井寛兼日記』によれば、この前後の天正二年八月から三年三月まで、そのいずれの月も季久が薩摩にいることが確認できるから、天正三年は該当しない。恐らく天正四年、前久が薩摩下向中のことであろう。